

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件新旧対照条文
 ○食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第1 食品 A (略) B 食品一般の製造，加工及び調理基準 1～4 (略) 5 魚介類を生食用に調理する場合は，<u>飲用適の水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道，同条第6項に規定する専用水道若しくは同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水（以下「水道水」という。）又は次の表の左欄に掲げる事項につき，同表の右欄に掲げる基準に適合する水をいう。以下同じ。）で十分に洗浄し，製品を汚染するおそれのあるものを除去しなければならない。この場合において，次の表の左欄中一般細菌にあつては標準寒天培地法によつて，大腸菌群にあつては乳糖ブイヨン－ブリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法によつて行う検査において，それぞれ同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。</u></p>	<p>第1 食品 A (略) B 食品一般の製造，加工及び調理基準 1～4 (略) 5 魚介類を生食用に調理する場合は，飲用適の水（第1 食品の部D各条の項の○ 清涼飲料水の2 清涼飲料水の製造基準の2. に規定するものをいう。）で十分に洗浄し，<u>製品を汚染するおそれのあるものを除去しなければならない。</u></p>
<p>一般細菌</p>	<p><u>1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。</u></p>
<p>大腸菌群</p>	<p><u>検出されないこと。</u></p>
<p>カドミウム</p>	<p><u>0.01mg / 1 以下であること。</u></p>
<p>水銀</p>	<p><u>0.0005mg / 1 以下であること。</u></p>
<p>鉛</p>	<p><u>0.1mg / 1 以下であること。</u></p>
<p>ヒ素</p>	<p><u>0.05mg / 1 以下であること。</u></p>
<p>六価クロム</p>	<p><u>0.05mg / 1 以下であること。</u></p>
<p><u>シアン（シアンイオン及び塩化シアン）</u></p>	<p><u>0.01mg / 1 以下であること。</u></p>
<p>硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</p>	<p><u>10mg / 1 以下であること。</u></p>

フッ素	0.8mg / 1以下であること。
有機リン	0.1mg / 1以下であること。
亜鉛	1.0mg / 1以下であること。
鉄	0.3mg / 1以下であること。
銅	1.0mg / 1以下であること。
マンガン	0.3mg / 1以下であること。
塩素イオン	200mg / 1以下であること。
カルシウム, マグネシウム等 (硬度)	300mg / 1以下であること。
蒸発残留物	500mg / 1以下であること。
陰イオン界面活性剤	0.5mg / 1以下であること。
フェノール類	フェノールとして0.005mg / 1以下である こと。
有機物等 (過マンガン酸カリ ウム消費量)	10mg / 1以下であること。
pH値	5.8以上8.6以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。

改 正 案	現 行
<p>D 各条</p> <p>○ 清涼飲料水</p> <p>1 清涼飲料水の成分規格</p> <p>(1) 一般規格</p> <p>1. 混濁（原材料として用いられる植物若しくは動物の組織成分，着香若しくは着色の目的に使用される添加物又は一般に人の健康を損なうおそれがないと認められる死滅した微生物（製品の原材料に混入することがやむを得ないものに限る。）に起因する混濁を除く。）したものであつてはならない。</p> <p>2. 沈殿物（原材料として用いられる植物若しくは動物の組織成分，着香若しくは着色の目的に使用される添加物又は一般に人の健康を損なうおそれがないと認められる死滅した微生物（製品の原材料に混入することがやむを得ないものに限る。）に起因する沈殿物を除く。）又は固形の異物（原材料として用いられる植物たる固形物でその容量百分率が30%以下であるものを除く。）のあるものであつてはならない。</p> <p>3. <u>缶入りのものにあつては</u>，スズの含有量は，150.0ppmを超えるものであつてはならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4. 大腸菌群が陰性でなければならない。この場合の大腸菌群試験法は次のとおりとする。</p> <p>a 検体の採取及び試料の調製 検体を容器包装のまま採取し，できるだけ早くその外部を流水で洗い，乾燥した後試験部位を中心にアルコール綿（70%エタノールに浸した綿をいう。以下同じ。）でふき，滅菌した器具を用いて開封し，開栓し，又は開缶し，その液の10ml及び1ml並びに10倍液1mlを採り，これを試料とする。炭酸を含有する清涼飲料水にあつては，他の滅菌した容器に移し，かき混ぜて二酸化炭素を発生させた後試料を作成する。</p> <p>b 大腸菌群試験法 第1 食品の部のC 食品一般の保存基準の項の1の(2) 大腸菌群試験法によつて行う。</p>	<p>D 各条</p> <p>○ 清涼飲料水</p> <p>1 清涼飲料水の成分規格</p> <p>(1) 混濁（原材料として用いられる植物若しくは動物の組織成分，着香若しくは着色の目的に使用される添加物又は一般に人の健康を損なうおそれがないと認められる死滅した微生物（製品の原材料に混入することがやむを得ないものに限る。）に起因する混濁を除く。）したものであつてはならない。</p> <p>(2) 沈殿物（原材料として用いられる植物若しくは動物の組織成分，着香若しくは着色の目的に使用される添加物又は一般に人の健康を損なうおそれがないと認められる死滅した微生物（製品の原材料に混入することがやむを得ないものに限る。）に起因する沈殿物を除く。）又は固形の異物（原材料として用いられる植物たる固形物でその容量百分率が30%以下であるものを除く。）のあるものであつてはならない。</p> <p>(3) <u>ヒ素，鉛及びカドミウムを検出するものであつてはならない。また，スズの含有量は，150.0ppmを超えるものであつてはならない。この場合のヒ素，鉛，カドミウム及びスズの試験法は，次のとおりとする。</u></p> <p>1.～4. (略)</p> <p>(4) 大腸菌群が陰性でなければならない。この場合の大腸菌群試験法は次のとおりとする。</p> <p>1. 検体の採取及び試料の調製 検体を容器包装のまま採取し，できるだけ早くその外部を流水で洗い，乾燥した後試験部位を中心にアルコール綿（70%エタノールに浸した綿をいう。以下同じ。）でふき，滅菌した器具を用いて開封し，開栓し，又は開缶し，その液の10ml及び1ml並びに10倍液1mlを採り，これを試料とする。炭酸を含有する清涼飲料水にあつては，他の滅菌した容器に移し，かき混ぜて二酸化炭素を発生させた後試料を作成する。</p> <p>2. 大腸菌群試験法 第1 食品の部のC 食品一般の保存基準の項の1の(2) 大腸菌群試験法によつて行う。</p>

(2) 個別規格

1. ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を要しないもの
a 次の表の左欄に掲げる事項につき，同表の右欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

亜鉛	5mg / 1 以下であること。
カドミウム	0.003mg / 1 以下であること。
水銀	0.0005mg / 1 以下であること。
セレン	0.01mg / 1 以下であること。
銅	1mg / 1 以下であること。
鉛	0.05mg / 1 以下であること。
バリウム	1mg / 1 以下であること。
ヒ素	0.05mg / 1 以下であること。
マンガン	2mg / 1 以下であること。
六価クロム	0.05mg / 1 以下であること。
シアン（シアンイオン及び塩化シアン）	0.01mg / 1 以下であること。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / 1 以下であること。
フッ素	2mg / 1 以下であること。
ホウ素	ホウ酸として30mg / 1 以下であること。

- b 容器包装内の二酸化炭素圧力が20℃で98kPa未満のものにあつては，腸球菌及び緑膿菌が陰性でなければならない。この場

- (5) ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち，容器包装内の二酸化炭素圧力が20°で98kPa

合の腸球菌及び緑膿菌^{のう}の試験法は次のとおりとする。

1. ～3. (略)

2. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を要するもの
次の表の左欄に掲げる事項につき、同表の右欄に掲げる規格に
適合するものでなければならない。

亜鉛	5mg / 1 以下であること。
カドミウム	0.003mg / 1 以下であること。
水銀	0.0005mg / 1 以下であること。
セレン	0.01mg / 1 以下であること。
銅	1mg / 1 以下であること。
鉛	0.05mg / 1 以下であること。
バリウム	1mg / 1 以下であること。
ヒ素	0.05mg / 1 以下であること。
マンガン	2mg / 1 以下であること。
六価クロム	0.05mg / 1 以下であること。
シアン (シアンイオン及び塩 化シアン)	0.01mg / 1 以下であること。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / 1 以下であること。
四塩化炭素	0.002mg / 1 以下であること。
1, 4 - ジオキサン	0.04mg / 1 以下であること。

未満であつて、かつ、殺菌又は除菌を行わないものにあつては、腸
球菌及び緑膿菌^{のう}が陰性でなければならない。この場合の腸球菌及び
緑膿菌^{のう}の試験法は次のとおりとする。

1. ～3. (略)

1, 2-ジクロロエタン	0.004mg / 1 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg / 1 以下であること。(シス体とトランス体の和として)
ジクロロメタン	0.02mg / 1 以下であること。
テトラクロロエチレン	0.01mg / 1 以下であること。
トリクロロエチレン	0.004mg / 1 以下であること。
トルエン	0.4mg / 1 以下であること。
フッ素	2mg / 1 以下であること。
ホウ素	30mg / 1 以下であること。(ホウ酸として)
ベンゼン	0.01mg / 1 以下であること。
亜塩素酸	0.6mg / 1 以下であること。
塩素酸	0.6mg / 1 以下であること。
クロホルム	0.06mg / 1 以下であること。
臭素酸	0.01mg / 1 以下であること。
ジクロロアセトニトリル	0.01mg / 1 以下であること。
ジブロモクロロメタン	0.1mg / 1 以下であること。
総トリハロメタン	0.1mg / 1 以下であること。
ブロモジクロロメタン	0.03mg / 1 以下であること。
ブロモホルム	0.09mg / 1 以下であること。

ホルムアルデヒド	0.08mg／1以下であること。
残留塩素	3mg／1以下であること。
有機物等（全有機炭素）	3mg／1以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。

3. ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水

a ヒ素及び鉛を検出するものであつてはならない。この場合のヒ素及び鉛の試験法は、次のとおりとする。

1.～3. (略)

b りんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とするものにあつては、パツリンの含有量が0.050ppmを超えるものであつてはならない。

(削除)

(6) りんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とするものにあつては、パツリンの含有量が0.050ppmを超えるものであつてはならない。この場合の試験法は、次に掲げるパツリン試験法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる試験法とする。

1.～5. (略)

改 正 案	現 行																					
2 清涼飲料水の製造基準	<p>2 清涼飲料水の製造基準</p> <p>(1) <u>ミネラルウォーター類，冷凍果実飲料（果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したものを冷凍したものであつて，原料用果汁以外のものをいう。以下同じ。）及び原料用果汁以外の清涼飲料水</u></p> <p>1. <u>製造に使用する果実，野菜等の原料は，鮮度その他の品質が良好なものであり，かつ，必要に応じて十分洗浄したものでなければならない。</u></p> <p>2. <u>原水は，飲用適の水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道，同条第6項に規定する専用水道若しくは同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水又は次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第3欄に掲げる方法によつて行う検査において，同表の第2欄に掲げる基準に適合する水をいう。以下同じ。）でなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="1137 683 2114 1430"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 683 1464 746">第 1 欄</th> <th data-bbox="1464 683 1792 746">第 2 欄</th> <th data-bbox="1792 683 2114 746">第 3 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 746 1464 874"><u>一般細菌</u></td> <td data-bbox="1464 746 1792 874"><u>1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。</u></td> <td data-bbox="1792 746 2114 874"><u>標準寒天培地法</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 874 1464 1002"><u>大腸菌群</u></td> <td data-bbox="1464 874 1792 1002"><u>検出されないこと。</u></td> <td data-bbox="1792 874 2114 1002"><u>乳糖ブイヨン－ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1002 1464 1193"><u>カドミウム</u></td> <td data-bbox="1464 1002 1792 1193"><u>0.01mg／1以下であること。</u></td> <td data-bbox="1792 1002 2114 1193"><u>フレイムレス－原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「ICP法」という。）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1193 1464 1289"><u>水銀</u></td> <td data-bbox="1464 1193 1792 1289"><u>0.0005mg／1以下であること。</u></td> <td data-bbox="1792 1193 2114 1289"><u>還元気化－原子吸光光度法</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1289 1464 1385"><u>鉛</u></td> <td data-bbox="1464 1289 1792 1385"><u>0.1mg／1以下であること。</u></td> <td data-bbox="1792 1289 2114 1385"><u>フレイムレス－原子吸光光度法又はICP法</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1137 1385 1464 1430"><u>ヒ素</u></td> <td data-bbox="1464 1385 1792 1430"><u>0.05mg／1以下である</u></td> <td data-bbox="1792 1385 2114 1430"><u>水素化物発生－原子吸</u></td> </tr> </tbody> </table>	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	<u>一般細菌</u>	<u>1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。</u>	<u>標準寒天培地法</u>	<u>大腸菌群</u>	<u>検出されないこと。</u>	<u>乳糖ブイヨン－ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法</u>	<u>カドミウム</u>	<u>0.01mg／1以下であること。</u>	<u>フレイムレス－原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「ICP法」という。）</u>	<u>水銀</u>	<u>0.0005mg／1以下であること。</u>	<u>還元気化－原子吸光光度法</u>	<u>鉛</u>	<u>0.1mg／1以下であること。</u>	<u>フレイムレス－原子吸光光度法又はICP法</u>	<u>ヒ素</u>	<u>0.05mg／1以下である</u>	<u>水素化物発生－原子吸</u>
第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄																				
<u>一般細菌</u>	<u>1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。</u>	<u>標準寒天培地法</u>																				
<u>大腸菌群</u>	<u>検出されないこと。</u>	<u>乳糖ブイヨン－ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法</u>																				
<u>カドミウム</u>	<u>0.01mg／1以下であること。</u>	<u>フレイムレス－原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法（以下「ICP法」という。）</u>																				
<u>水銀</u>	<u>0.0005mg／1以下であること。</u>	<u>還元気化－原子吸光光度法</u>																				
<u>鉛</u>	<u>0.1mg／1以下であること。</u>	<u>フレイムレス－原子吸光光度法又はICP法</u>																				
<u>ヒ素</u>	<u>0.05mg／1以下である</u>	<u>水素化物発生－原子吸</u>																				

	こと。	光光度法又はフレイムレスー原子吸光光度法
六価クロム	0.05mg / 1 以下であること。	フレイムレスー原子吸光光度法又は I C P 法
シアン	0.01mg / 1 以下であること。	吸光光度法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / 1 以下であること。	イオンクロマトグラフ法又は吸光光度法
フッ素	0.8mg / 1 以下であること。	イオンクロマトグラフ法又は吸光光度法
有機リン	0.1mg / 1 以下であること。	吸光光度法
亜鉛	1.0mg / 1 以下であること。	フレイムレスー原子吸光光度法又は I C P 法
鉄	0.3mg / 1 以下であること。	フレイムレスー原子吸光光度法, I C P 法又は吸光光度法
銅	1.0mg / 1 以下であること。	フレイムレスー原子吸光光度法又は I C P 法
マンガン	0.3mg / 1 以下であること。	フレイムレスー原子吸光光度法又は I C P 法
塩素イオン	200mg / 1 以下であること。	イオンクロマトグラフ法又は滴定法
カルシウム, マグネシウム等 (硬度)	300mg / 1 以下であること。	滴定法
蒸発残留物	500mg / 1 以下であること。	重量法

陰イオン界面活性剤	0.5mg / 1 以下であること。	吸光光度法
フェノール類	フェノールとして0.005mg / 1 以下であること。	吸光光度法
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	10mg / 1 以下であること。	滴定法
pH値	5.8以上8.6以下であること。	ガラス電極法又は比色法
味	異常でないこと。	官能法
臭気	異常でないこと。	官能法
色度	5度以下であること。	比色法又は透過光測定法
濁度	2度以下であること。	比濁法、透過光測定法又は積分球式光電光度法

(1) 一般基準

製造に使用する器具及び容器包装は、適当な方法で洗浄し、かつ殺菌したものでなければならない。ただし、未使用の容器包装であつて、かつ、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用されるまでに汚染されるおそれのないように取り扱われたものにあつては、この限りでない。

- 製造に使用する器具及び容器包装は、適当な方法で洗浄し、かつ、殺菌したものでなければならない。ただし、未使用の容器包装であつて、かつ、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用されるまで汚染されるおそれのないように取り扱われたものにあつては、この限りでない。
- 清涼飲料水は、容器包装に充てんし、密栓若しくは密封した後殺菌するか、又は自記温度計をつけた殺菌器等で殺菌したものを若しくはろ過器等で除菌したものを自動的に容器包装に充てんした後、密栓若しくは密封しなければならない。この場合の殺菌又は除菌は、次の方法で行わなければならない。ただし、容器包装内の二酸化炭素圧力が20°で98kPa以上であつて、かつ、植物又は

動物の組織成分を含有しないものにあつては、殺菌及び除菌を要しない。

a pH4.0未満のものの殺菌にあつては、その中心部の温度を65°で10分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法で行うこと。

b pH4.0以上のもの（pH4.6以上で、かつ、水分活性が0.94を超えるものを除く。）の殺菌にあつては、その中心部の温度を85°で30分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法で行うこと。

c pH4.6以上で、かつ、水分活性が0.94を超えるものの殺菌にあつては、原材料等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を死滅させるのに十分な効力を有する方法又はbに定める方法で行うこと。

d 除菌にあつては、原材料等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと。

5. 4.の殺菌に係る殺菌温度及び殺菌時間の記録又は4.の除菌に係る記録は6月間保存しなければならない。

6. 紙栓により打栓する場合は、打栓機械により行わなければならない。

(2) ミネラルウォーター類

1. 原水は、水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第6項に規定する専用水道若しくは同条第7項に規定する簡易専用水道により供給される水又は次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第3欄に掲げる方法によつて行う検査において、同表の第2欄に掲げる基準に適合する水でなければならない。

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	標準寒天培地法
大腸菌群	検出されないこと。	乳糖ブイヨン－ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法
カドミウム	0.01mg／l以下である	フレームレス－原子吸

	こと。	光光度法又はICP法
水銀	0.0005mg/1以下であること。	還元気化-原子吸光光度法
セレン	0.01mg/1以下であること。	水素化物発生-原子吸光光度法又はフレイムレス-原子吸光光度法
鉛	0.5mg/1以下であること。	フレイムレス-原子吸光光度法又はICP法
バリウム	1mg/1以下であること。	フレイムレス-原子吸光光度法又はICP法
ヒ素	0.05mg/1以下であること。	水素化物発生-原子吸光光度法又はフレイムレス-原子吸光光度法
六価クロム	0.05mg/1以下であること。	フレイムレス-原子吸光光度法又はICP法
シアン	0.01mg/1以下であること。	吸光光度法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1以下であること。	イオンクロマトグラフ法又は吸光光度法
フッ素	2mg/1以下であること。	イオンクロマトグラフ法又は吸光光度法
ホウ素	ホウ酸として30mg/1以下であること。	ICP法又は吸光光度法
亜鉛	5mg/1以下であること。	フレイムレス-原子吸光光度法又はICP法
銅	1mg/1以下であること。	フレイムレス-原子吸光光度法又はICP法

マンガン	2 mg / l 以下であること。	フレイムレスー原子吸光光度法又は I C P 法
有機物等	過マンガン酸カリウム消費量として 12mg / l 以下であること。	滴定法
硫化物	硫化水素として 0.05mg / l 以下であること。	吸光光度法

(2) 個別基準

1. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を要しないもの

- a 原料として用いる水は、自然に又は掘削によって地下の帯水層から直接源泉として得られる鉱水のみとし、泉源地及び採水地点の環境保全を含め、その衛生確保に十分配慮しなければならない。
- b 原料として用いる水は、その構成成分、湧出量及び温度が安定的なものでなければならない。
- c 原料として用いる水は、人為的な環境汚染物質を含むものであってはならない。ただし、別途成分規格等が設定されている場合にあっては、この限りでない。
- d 原料として用いる水は、病原微生物に汚染されたもの又は当該原料として用いる水が病原微生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものであってはならない。

2. 製造に使用する器具及び容器包装は、適当な方法で洗浄し、かつ、殺菌したものでなければならない。ただし、未使用の容器包装であつて、かつ、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用されるまでに汚染されるおそれのないように取り扱われたものにあつては、この限りでない。

3. ミネラルウォーター類は、容器包装に充てんし、密栓若しくは密封した後殺菌するか、又は自記温度計をつけた殺菌器等で殺菌したもので若しくはろ過器等で除菌したものを自動的に容器包装に充てんした後、密栓若しくは密封しなければならない。この場合の殺菌又は除菌は、その中心部の温度を 85° で 30 分間加熱する方法その他の原水等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を死滅させ、又は除去するのに十分な効力を有する方法で行わなければならない。ただし、容器包装内の二酸化炭素圧力が 20° で 98kPa 以上のもの又は次の基準に適合する方法で製造するものにあつては、殺菌又は除菌を要しない。

a 原水は、鉱水のみとし、泉源から直接採水したものを自動的に容器包装に充てんした後、密栓又は密封しなければならない。

b 原水は、病原微生物に汚染されたもの又は当該原水が病原微生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものであってはならない。

e 原料として用いる水は、芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌、腸球菌、緑膿菌及び大腸菌群が陰性であり、かつ、1ml当たりの細菌数が5以下でなければならない。この場合の、芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌、腸球菌、緑膿菌及び大腸菌群の試験法並びに細菌数の測定法は、次のとおりとする。

① 検体の採取及び試料の調製

滅菌採取器具を用いてそれぞれの試験及び測定ごとに原水を無菌的に滅菌容器に採取し、これを検体とする。大腸菌群以外の試験又は測定法にあつては、メンブランフィルターろ過装置のファンネル内に検体（芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌の試験にあつては、70℃で20分間加熱処理したもの）を250ml（細菌数の測定にあつては、100ml）注いで吸引ろ過した後、滅菌精製水20～30mlで2～3回ファンネル内を洗浄し、吸引ろ過する。ろ過終了後、滅菌ピンセットを用いてフィルターホルダーからメンブランフィルターをはがし、これを試料とする。大腸菌群の試験にあつては、原水の10ml及び1ml並びに10倍液1mlを採り、これを試料とする。

メンブランフィルターろ過装置 ファンネル及びフィルターホルダーは121℃で15分間滅菌したものを使用し、メンブランフィルターは孔径が0.45μm（芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌の試験にあつては、0.22μm）であつて、かつ、あらかじめ滅菌し、滅菌精製水で予洗したものを使用する。

② 芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌試験法

試料を亜硫酸—鉄加寒天培地上に空気が残らないように密着させ、35.0±1.0℃で48±3時間嫌気的に培養する。黒色の集落を認めたものを芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌陽性とする。

亜硫酸—鉄加寒天培地 普通寒天培地18ml当たり、1mlの亜硫酸ナトリウム液（10gの亜硫酸ナトリウムを精製水100mlに溶解したもの）及び5滴の硫酸第一鉄液（8gの硫酸第一鉄を精製水100mlに溶解したもの）を平板作成直前に普通寒天培地に加える。

③ 腸球菌試験法

イ 推定試験 試料をKFレンサ球菌寒天培地上に空気が残らないように密着させ、35.0±1.0℃で48±3時間培養する。淡紅～赤色の集落を認めたものを推定試験陽性とする。

ロ 確定試験 淡紅～赤色の集落を釣菌し、胆汁—エスクリン—アジド寒天培地に画線し、独立した集落を発生させる。45.0±1.0℃で48±3時間培養した後、黄褐～黒色の集

c 原水は、芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌、腸球菌及び緑膿菌が陰性であり、かつ、1ml当たりの細菌数が5以下でなければならない。この場合の、芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌、腸球菌及び緑膿菌の試験法並びに細菌数の測定法は次のとおりとする。

① 検体の採取及び試料の調製

滅菌採取器具を用いてそれぞれの試験及び測定ごとに原水を無菌的に滅菌容器に採取し、これを検体とする。メンブランフィルターろ過装置のファンネル内に検体（芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌の試験にあつては、70℃で20分間加熱処理したもの）を250ml（細菌数の測定にあつては、100ml）注いで吸引ろ過した後、滅菌精製水20～30mlで2～3回ファンネル内を洗浄し、吸引ろ過する。ろ過終了後、滅菌ピンセットを用いてフィルターホルダーからメンブランフィルターをはがし、これを試料とする。

メンブランフィルターろ過装置 ファンネル及びフィルターホルダーは121℃で15分間滅菌したものを使用し、メンブランフィルターは孔径が0.45μm（芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌の試験にあつては、0.22μm）であつて、かつ、あらかじめ滅菌し、滅菌精製水で予洗したものを使用する。

② 芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌試験法

試料を亜硫酸—鉄加寒天培地上に空気が残らないように密着させ、35.0±1.0℃で48±3時間嫌気的に培養する。黒色の集落を認めたものを芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌陽性とする。

亜硫酸—鉄加寒天培地 普通寒天培地18ml当たり、1mlの亜硫酸ナトリウム液（10gの亜硫酸ナトリウムを精製水100mlに溶解したもの）及び5滴の硫酸第一鉄液（8gの硫酸第一鉄を精製水100mlに溶解したもの）を平板作成直前に普通寒天培地に加える。

③ 腸球菌試験法

イ 推定試験 試料をKFレンサ球菌寒天培地上に空気が残らないように密着させ、35.0±1.0℃で48±3時間培養する。淡紅～赤色の集落を認めたものを推定試験陽性とする。

ロ 確定試験 淡紅～赤色の集落を釣菌し、胆汁—エスクリン—アジド寒天培地に画線し、独立した集落を発生させる。45.0±1.0℃で48±3時間培養した後、黄褐～黒色の集落

落を釣菌し、ブドウ糖寒天斜面に移植する。 $35.0 \pm 1.0^\circ\text{C}$ で 24 ± 2 時間培養した後、発生した集落についてカタラーゼ試験を行う。カタラーゼ試験において陰性を示したものについてグラム染色を行い、鏡検する。グラム陽性の球菌であれば、確定試験陽性（腸球菌陽性）とする。

KFレンサ球菌寒天培地 ペプトン10g, 酵母エキス10g, 塩化ナトリウム5g, グリセロリン酸ナトリウム10g, マルトース20g, 乳糖1g, アジ化ナトリウム0.4g, ブロモクレゾールパープル溶液（ブロモクレゾールパープル15gをエタノール1,000mlに溶解したもの）1ml及び寒天15gを精製水1,000mlに加熱溶解し、5分間煮沸した後、 $50 \sim 60^\circ\text{C}$ まで冷却する。これにあらかじめ調製しておいたTTC溶液（2, 3, 5-トリフェニルテトラゾリウムクロリド1gを精製水100mlに溶解し、孔径 $0.45 \mu\text{m}$ のメンブランフィルターでろ過したもの）を10ml加えた後、pH7.2に補正する。

胆汁-エスクリン-アジド寒天培地 ペプトン20g, 酵母エキス5g, 牛胆汁粉末10g, 塩化ナトリウム5g, エスクリン1g, クエン酸鉄アンモニウム0.5g, アジ化ナトリウム0.15g及び寒天15gを精製水1,000mlに加熱溶解し、滅菌後にpH7.0~7.2となるように補正し、 121°C で15分間滅菌する。

④ 緑膿菌試験法

イ 推定試験 試料をmPA-B寒天培地上に空気が残らないように密着させ、 $41.5 \pm 0.5^\circ\text{C}$ で 48 ± 3 時間培養する。暗褐色又は暗緑色の集落を認めたものを推定試験陽性とする。

ロ 確定試験 暗褐色又は暗緑色の集落を釣菌し、セトリミド寒天培地上に画線し、独立した集落を発生させる。 $35.0 \pm 1.0^\circ\text{C}$ で 48 ± 3 時間培養した後、類緑色又は赤褐色の集落を釣菌し、普通寒天斜面に移植する。 $41.5 \pm 0.5^\circ\text{C}$ で 24 ± 2 時間培養した後、菌の発育の有無を観察し、発育を認めたものについてオキシダーゼ試験を行う。オキシダーゼ試験において陽性を示したものについてグラム染色を行い、鏡検する。グラム陰性無芽胞の桿かん菌であれば、確定試験陽性（緑膿菌陽性）とする。

mPA-B寒天培地 L-リジン5g, 塩化ナトリウム5g, 酵母エキス2g, チオ硫酸ナトリウム5g, 硫酸マグネシウム1.5g, ショ糖1.25g, キシロース1.25g, 乳糖1.25g, 寒天15g, フェノールレッド0.08g及びクエン

を釣菌し、ブドウ糖寒天斜面に移植する。 $35.0 \pm 1.0^\circ$ で 24 ± 2 時間培養した後、発生した集落についてカタラーゼ試験を行う。カタラーゼ試験において陰性を示したものについてグラム染色を行い、鏡検する。グラム陽性の球菌であれば、確定試験陽性（腸球菌陽性）とする。

KFレンサ球菌寒天培地 ペプトン10g, 酵母エキス10g, 塩化ナトリウム5g, グリセロリン酸ナトリウム10g, マルトース20g, 乳糖1g, アジ化ナトリウム0.4g, ブロモクレゾールパープル溶液（ブロモクレゾールパープル15gをエタノール1,000mlに溶解したもの）1ml及び寒天15gを精製水1,000mlに加熱溶解し、5分間煮沸した後、 $50 \sim 60^\circ$ まで冷却する。これにあらかじめ調製しておいたTTC溶液（2, 3, 5-トリフェニルテトラゾリウムクロリド1gを精製水100mlに溶解し、孔径 $0.45 \mu\text{m}$ のメンブランフィルターでろ過したもの）を10ml加えた後、pH7.2に補正する。

胆汁-エスクリン-アジド寒天培地 ペプトン20g, 酵母エキス5g, 牛胆汁粉末10g, 塩化ナトリウム5g, エスクリン1g, クエン酸鉄アンモニウム0.5g, アジ化ナトリウム0.15g及び寒天15gを精製水1,000mlに加熱溶解し、滅菌後にpH7.0~7.2となるように補正し、 121° で15分間滅菌する。

④ 緑膿菌試験法

イ 推定試験 試料をmPA-B寒天培地上に空気が残らないように密着させ、 $41.5 \pm 0.5^\circ$ で 48 ± 3 時間培養する。暗褐色又は暗緑色の集落を認めたものを推定試験陽性とする。

ロ 確定試験 暗褐色又は暗緑色の集落を釣菌し、セトリミド寒天培地上に画線し、独立した集落を発生させる。 $35.0 \pm 1.0^\circ$ で 48 ± 3 時間培養した後、類緑色又は赤褐色の集落を釣菌し、普通寒天斜面に移植する。 $41.5 \pm 0.5^\circ$ で 24 ± 2 時間培養した後、菌の発育の有無を観察し、発育を認めたものについてオキシダーゼ試験を行う。オキシダーゼ試験において陽性を示したものについてグラム染色を行い、鏡検する。グラム陰性無芽胞の桿かん菌であれば、確定試験陽性（緑膿菌陽性）とする。

mPA-B寒天培地 L-リジン5g, 塩化ナトリウム5g, 酵母エキス2g, チオ硫酸ナトリウム5g, 硫酸マグネシウム1.5g, ショ糖1.25g, キシロース1.25g, 乳糖1.25g, 寒天15g, フェノールレッド0.08g及

酸鉄アンモニウム0.8gを精製水1,000mlに加熱溶解し、滅菌後にpH7.0～7.2となるように補正し、115℃で10分間滅菌した後、50～60℃まで冷却する。これにスルファピリジン176.0mg、硫酸カナマイシン8.5mg、ナリジクス酸37.0mg及びアクチジオン150.0mgを加える。

⑤ 細菌数(生菌数)の測定法

試料を標準寒天培地上に空気が残らないように密着させ、35.0±1.0℃で24±2時間培養し、発生した集落の数を100で除して1ml当たりの細菌数とする。

f 原料として用いる水は、泉源から直接採水したものを自動的容器包装に充てんした後、密栓又は密封しなければならない。

g 原料として用いる水には、沈殿、ろ過、曝気又は二酸化炭素の注入若しくは脱気以外の操作を施してはならない。

h 採水から容器包装詰めまでを行う施設及び設備は、原料として用いる水を汚染するおそれのないよう清潔かつ衛生的に保持されたものでなければならない。

i 採水から容器包装詰めまでの作業は、清潔かつ衛生的に行わなければならない。

j 容器包装詰め直後の製品は1ml当たりの細菌数が20以下でなければならない。この場合の細菌数(生菌数)の測定法は次のとおりとする。

①～② (略)

k e及びjの微生物に関する事項に係る記録は、6月間保存しなければならない。

2. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を要するもの

a 原料として用いる水は、大腸菌群が陰性であり、かつ、1ml当たりの細菌数が100以下でなければならない。この場合の大腸菌群の試験法並びに細菌数の測定法は、次のとおりとする。

① 検体の採取及び試料の調製

滅菌採取器具を用いて原水を無菌的に滅菌容器に採取し、これを検体とする。細菌数の測定にあつては、メンブランフィルターろ過装置のファンネルに検体を100ml注いで吸引ろ過した後、滅菌精製水20～30mlで2～3回ファンネル内を洗浄し、吸引ろ過する。ろ過終了後、滅菌ピンセットを用いてフィルターホルダーからメンブランフィルターをはがし、これを試料とする。大腸菌群の試験法にあつては、原水の10ml

びクエン酸鉄アンモニウム0.8gを精製水1,000mlに加熱溶解し、滅菌後にpH7.0～7.2となるように補正し、115℃で10分間滅菌した後、50～60℃まで冷却する。これにスルファピリジン176.0mg、硫酸カナマイシン8.5mg、ナリジクス酸37.0mg及びアクチジオン150.0mgを加える。

⑤ 細菌数(生菌数)の測定法

試料を標準寒天培地上に空気が残らないように密着させ、35.0±1.0℃で24±2時間培養し、発生した集落の数を100で除して1ml当たりの細菌数とする。

d 原水には、沈殿、ろ過、曝気又は二酸化炭素^{ばっ}の注入若しくは脱気以外の操作を施してはならない。

e 採水から容器包装詰めまでを行う施設及び設備は、原水を汚染するおそれのないよう清潔かつ衛生的に保持されたものでなければならない。

f 採水から容器包装詰めまでの作業は、清潔かつ衛生的に行わなければならない。

g 容器包装詰め直後の製品は1ml当たりの細菌数が20以下でなければならない。この場合の細菌数(生菌数)の測定法は次のとおりとする。

①～② (略)

4. 3.の殺菌に係る殺菌温度及び殺菌時間の記録若しくは除菌に係る記録又は3.のc及びgに係る記録は、6月間保存しなければならない。

及び1ml並びに10倍液1mlを採り、これを試料とする。

② 測定法

試料を標準寒天培地上に空気が残らないように密着させ、 $35.0 \pm 1.0^\circ$ で 24 ± 2 時間培養し、発生した集落の数を100で除して1ml当たりの細菌数とする。

b 容器包装に充てんし、密栓若しくは密封した後殺菌するか、又は自記温度計をつけた殺菌器等で殺菌したもの若しくはろ過器等で除菌したものを自動的に容器包装に充てんした後、密栓若しくは密封しなければならない。この場合の殺菌又は除菌は、その中心部の温度を 85°C で30分間加熱する方法その他の原料として用いる水等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を死滅させ、又は除去するのに十分な効力を有する方法で行わなければならない。

c bの殺菌に係る殺菌温度及び殺菌時間の記録若しくは除菌に係る記録は、6月間保存しなければならない。

3. ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水

a 原料として用いる水は、水道水又は次のいずれかでなければならない。

① 1 清涼飲料水の成分規格の(1) 一般規格並びに(2) 個別規格の1.並びに2 清涼飲料水の製造基準の(1) 一般基準及び(2) 個別基準の1.のaからjに適合するもの

② 1 清涼飲料水の成分規格の(1) 一般規格及び(2) 個別規格の2.並びに2 清涼飲料水の製造基準の(1) 一般基準及び(2) 個別基準の2.のa及びbに適合するもの
以下 (略)